

令和2年第10回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和2年10月28日(水曜日)午後6時00分

2 招集場所 神栖市役所5階 501会議室

3 出席委員 教育長 新橋 成夫
教育長職務代理者 本間 敏夫
教育委員 井上 剛
教育委員 安重 洋介
教育委員 伊藤 茂子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

(事務局)

教育部長	野口 修一	教育総務課長	西廣 純一
学務課長	渡邊 丈夫	教育指導課長	中田 信二
文化スポーツ課長	小貫 藤一	波崎教育事務所長	青野 友孝
中央公民館長	大津 康彦	若松公民館長	正木 明美
中央図書館長	出沼 弘二	はさき生涯学習センター館長	岩井 京子
歴史民俗資料館長	成田 芳子	うずも図書館長	長峯 英子
第一学校給食共同調理場長	川又 康史		
第二学校給食共同調理場長	山中 治朗		
教育総務課長補佐	齋藤 浩美		
教育総務課係長	野中 祐子		
教育総務課主事補	池田 真緒		

6 案件

日程第1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

- 日程第2 議案第99号 専決処分の承認を求めることについて
神栖市立学校職員に対する面接指導実施要項の一部を改正する訓令
- 日程第3 議案第100号 専決処分の承認を求めることについて
神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について
- 日程第4 議案第101号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について
- 日程第5 議案第102号 神栖市学校再開ガイドライン（10月21日時点）の改訂について
- 日程第6 諸般の報告

7 議事の概要 開 会 午後6時00分
閉 会 午後6時53分

(1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

会議録署名委員 本間委員

会議録作成書記 教育総務課長補佐 齋藤

(2) 議 事

教育長 令和2年第10回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 本日の日程において、日程第3 議案第100号 及び 日程第4 議案第101号については、人事案件であるため、神栖市教育委員会会議規則第12条に基づき、会議を公開しないことについて賛成委員の挙手を求める。

(教育委員 全員挙手)

教育長 教育委員全員賛成のため、議案第100号及び議案第101号については会議を公開しないことと決定する。

教育長 日程第1 会議録署名委員に本間委員、会議録作成書記に齋藤教育総務課長補佐を指名する。

教育長 日程第2 議案第99号
専決処分の承認を求めることについて
神栖市立学校職員に対する面接指導実施要項の一部を改正する訓令を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第99号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第99号について、質疑を求める。

教育委員 教職員の時間外労働の把握の仕方について、現在学校ではどのように管理しているのか。

学務課長 時間外労働の管理については、退勤管理システムにより、IDカードを通して管理している旨を説明する。

教育委員 今回改正する神栖市立学校職員に対する面接指導実施要項については、平成23年に制定されているが、現在まで面接の申し出があった、あるいは、面接を行ったケースはどのくらいあるのか。

学務課長 現在まで、そのような事例があったことは、聞いておりません。

教育委員 今回の改正により、現行より職員の立場に立った内容となっているが、この制度は国からそういう内容がきているのか。

学務課長 はい、国の制度に倣って改正しております。

教育長 補足として、来年7月から勤務時間の上限の制限が設けられ、月45時間、年間360時間の範囲内となり、緊急事態が発生した場合はこの限りではないが、国から茨城県、茨城県から神栖市へ通知が下りてきている旨を説明する。

教育委員 教職員の現時点での時間外勤務の状況について、数値的に教えていただきたい。

教育長 休憩を宣言する。

(休憩5分間)

教育長 再開を宣言する。

学務課長 80時間以上の人数と、100時間以上の人数であれば集計できるが、現在資料を持ち合わせていないため、後日電子メール等でお知らせする旨を説明する。

教育委員 現行では、第2条第5号によると、学校長が学校職員の勤務状況を把握し、面接指導を受けることが適当と判断したものとなっており、校長の恣意的判断によるが、教職員の管理監督は学校長がするものなのか。

教育部長 今回の改正により、校長の恣意的判断がなくなり、その点については、改善されたという認識である旨を説明する。

教育指導課長 学校長の職務として、所属職員の監督をすることとなっており、本人のメンタルヘルスも含まれる旨を説明する。

教育委員 改正後の第2条において、教育委員会が面接指導を行うとなっているが、まずは校長が指導するのではないのか。また、校長の管理監督責任は、問われないのか。

教育長 教育委員会が服務の管理監督をすることになっており、教育委員会から教育長へ、教育長から学校長へ委任しており、管理監督責任は教育委員会となる旨を説明する。

教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第99号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第99号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第3 議案第100号
専決処分の承認を求めることについて
神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第4 議案第101号
神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第5 議案第102号
神栖市学校再開ガイドライン（10月21日時点）の改訂についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育指導課長 議案第102号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第102号について、質疑を求める。

教育委員 質問ではないが、柔道や剣道等の武道について、柔道では過度に密着しないように配慮する、剣道では発声は極力控えるなど、本質的な部分を控えるようになっているので、別のスポーツなど対応を考えてはどうかと感じた。

教育指導課長 武道につきましては、密着や発声を控えるということで、武道の本質を捉えるという観点からは、まだまだ不十分なところもあるが、現在、中学生においては、県東地区の新人戦が終わり、県の新人戦で各競技を行っている。そのような中で、委員ご指摘のような部分も懸念されるが、十分に配慮して競技を行っていく旨を説明する。

教育長 ただいまの委員からの意見を参考にし、安全な指導のもと進めていきたいと思います。

教育委員 茨城県教育委員会からの通知の概要について、教えていただきたい。

教育指導課長 茨城県からのガイドラインの文言をそのまま活用しているが、茨城県のガイドラインは、国からの新しい生活様式がベースになって策定されており、それを学校の運用に照らしてガイドラインに収めたものである。国のベースをコンパクトにまとめ、学校に周知し、子ども達が安全な生活を送るため、ガイドラインを改訂する旨を説明する。

教育長 補足として、当初の新しい生活様式が出された頃から比べると、月日が経ち、安全性や様々な状況が明確になったことから、距離が2メートルから1メートルになり、消毒の回数が減るなど、色々と緩和されてきている部分もあることから、それに基づいて改訂していることをご理解いただきたい。

教育長 休憩を宣言する。

(休憩 3分間)

教育長 再開を宣言する。

教育長 日程第8 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。

文化スポーツ
課長 文化センター電気室改修工事及び文化センターエレベーター設置工事に伴う施設の影響について説明する。

11月開催予定の「わたしの主張発表大会」に係る案内をする。

教育総務課長 11月の教育委員会の行事予定について報告する。

教育長 諸般の報告について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。

本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。

次回の令和2年第11回教育委員会定例会は、11月25日（水曜日）午後6時00分から神栖市役所5階501会議室において開催する旨を伝え、令和2年第10回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和2年11月25日 午後6時00分から

神栖市役所5階 501会議室

神栖市教育委員会会議規則14条第2項の規定により署名する。

令和2年 **11**月**25**日

会議録署名者

教育長 新橋成夫

委員 本間敏夫